

視察（研修）報告書

令和 7 年 2 月 10 日

府中市議会議長 様

会派名 経政会
議員名 藤本秀範

日 時	令和 07 年 02 月 06 日（木）～令和 07 年 02 月 07 日（金）
視 察（ 研 修 ） 先	全国市町村国際文化研修所（JIAM）
視 察（ 研 修 ） 項 目	自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～
参 加 者	藤本秀範
視 察（ 研 修 ） 内 容	1. 自治体の財政運営と議員の役割 ～地方財政の現状と健全化法の概要～ 講師：静岡県立大学 経営情報学部 教授 小西 敦 ※1984 年に旧自治省いまの総務省に入省した。 ▼講義のポイント（箇条） ・地方財政白書⇒地方財政の状況を明らかにするために地財法 30 条で定められている。作成は内閣府／総務省 ・中央集権国家と言えども令和 4 年度の公的財政の内訳を見ると総枠 151 兆のうち 11.7%が地方 54.6%が中央政府 ・最近の経常収支比率は町村 86%に対して市が 92% ・実質公債費比率については減少傾向が好ましいが全国的推移と比較し比例していれば国の措置が講じられる可能性もある。 ・将来負担比率⇒公債費と基金(充当可能財源)の割合調査？ ○自治体財政各指標 ① 実質収支 ② 経常収支比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率 ○財政状況資料集について ・健全化判断比率と資金不足比率の把握がポイント ・当該団体と類似団体との比較と要因を明らかにすることを質問 ・類似団体の定義⇒行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果…当該団体に属する団体のことを定義づけている。 1. 議員の役割 ・地方自治法 89 条 民主主義的な正当性を持って組織される議会を置くとしている。 ・地方自治法 93 条 地方公共団体は議事機関として議会を設置すること。 ・地方自治法 96 条 事件を議決しなければならない。

○当初予算の審議結果の状況

① 修正可決

② 否決

○予算修正 地方自治法 97 条 2 項

予算について増額してこれを議決することを妨げない。長の予算提出の権限を侵すことはできない。

○決算審議について

① 不認定

○決算常任委員会のチェックサイクル

・事業評価と次年度施策への提言(常任委員会)

●議会の役割

議会がまともれば相当なパワーが出るので、常任委員会での提言を議会として提言していくサイクルを大事にしてください。これは市長執行部に対しての力学作用を上手く活用することであることこそが議会の最大の役割ではないのか？

○財政分析指標

・標準財政規模

・標準税収入額→地方税と地方譲与税

・基準財政収入額→標準的な税収見込額に 0.75 を乗じて算定することが基本 75%/100% 留保財源 25%

※留保財源 25%は財政調整対象外として留保されるもの

○財政収支

・実質収支→表を参考に

2. 財政健全化法と健全化判断比率指標

・財政健全化法→地方団体を倒産させるのか→デフォルトその前に対策を打つ

・財政健全化法 3 条 1 項→決算カードにて健全化判断比率が公表されたらにおいてレッドゾーンイエローゾーンに入っていないのか？必ず認識すること。

・連結実質赤字比率

・実質公債費比率の算定式→ 地方債の元利償還金(基準財政需要額に算入されるものは除く) / 標準財政規模(交付税措置分は除くこと。つまり…基準財政需要額に参入される元利償還金のこと)

・健全化判断比率を見る上で、経営健全化の資金不足比率は公営企業会計で早期健全化を図る資金不足比率 20%を超えたら財政健全化措置をする。

・財政健全化法とは当該団体で何か大きな問題が起こっているのかどうか注視しておくこと。

○公営企業会計において決算に基づく資金不足比率

〔2〕自治体財政指標の見方

講師：有限責任監査法人トーマツパートナー
公認会計士 小室将雄

〔3〕財政指標分析に関するグループ演習

有限責任監査法人トーマツ主催

〔4〕今後の健全な行財政運営に向けて

講師：有限責任監査法人トーマツパートナー
公認会計士 小室将雄

		○個別外部監査補助者 ○包括外部監査補助者 ↑この外部監査は…条例制定をすれば上記の監査ができる。 尚且つ特別交付税措置の対象ともなっている。 ○地方公共団体の決算情報の公表の流れ ① 決算情報のもとになる全国の自治体が決算データ 決算統計(決算状況調)を総務省に集められる。 ② そこから、地方財政白書や財政状況資料集が作られる。 →地方交付税の算定に活用される。
所	感	本研修は、財政健全化法の概要や各財政指標の項目における講義、また各指標から抽出された数値を、健全化判断比率をもとに分析した結果を発表し講師から講評をいただく双方向型の研修であった。今回の研修は全国の議会議員 140 名を超える規模の大研修となりました。受講した目的のひとつに自分の理解度がどれだけ向上しているのかどうか…他市町の議員と意見交換する中でどれだけ財政分析ができるようになっていくのかを確認することも重要な視点としてまいりました。グループワークで分析した自治体の特徴としては…財政力指数が要である市税と寄付金には恵まれている一方で将来への負担に懸念が示されるような部分が財政状況の資料から俯瞰的に読み取ることができ班での討議では複数の数値を絡めて、課題や問題点を明らかにしながら取りまとめを発表した。議会議員として現在の財政状況から平等で公正な考え方を前提とし、本執行部に答弁を求める中であらためて財政健全化に向けた指標分析と研究に努めてまいりたい。